

御坊広域清掃センターごみ直接搬入 Q & A 集

- Q 1 ○○○市のごみは搬入することができますか？
- A 構成市町（御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町）内で発生したごみに限ります。構成市町外で発生したごみは搬入できません。
- Q 2 ○○○市在住ですが、御坊市内在住の親族宅のごみを、本人の代わりに清掃センターに搬入することはできますか？
- A ごみの排出者の同乗をお願いします。また、清掃センターでの受付の際にごみの排出者の身分証明書（運転免許証、健康保険証等）の提示をお願いします。
- Q 3 業者の車で運んでもらうが、本人が同乗した場合は一般個人扱いになりますか？
- A 同乗の場合のみ一般個人扱いとなります（同行は不可）。ただし、最大積載量 1.5 t 以上の車両での搬入は、一般個人・業者に関わらず事業系扱いとなります。
- Q 4 日曜受付は最大積載量 1.5 t 以上の車両で搬入できますか？
- A 最大積載量 1.5 t 以上の車両は事業系扱いとなるため、搬入できません。
- Q 5 同日に複数回搬入したいが、申請書はその都度記入しなければいけい
ですか？
- A 申請書に搬入回数のチェック欄があるため、複数回にチェックして下さい。ただし、人や車が変更になる場合は新たに申請書を記入していただく必要があります。
- Q 6 一般個人で、複数台で搬入したい場合はどうしたらよいですか？
- A 申請書 1 枚に複数台のナンバーを記入して下さい。

Q 7 災害ごみ、ボランティア活動によるごみ等の搬入はどうしたらよいですか？

A 搬入前に、ごみの発生した場所の市役所、町役場で確認して下さい。

Q 8 身分証明書はどのようなものを提示すればよいですか？

A 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等を提示して下さい。

Q 9 住居、倉庫等を自分で解体した建築廃材は搬入できますか？

A 80㎡（約24坪）以下の建物を解体した建築廃材を、最大積載量1.5t未満の車両で搬入することは可能です。80㎡以下の建物であっても、建築廃材を最大積載量1.5t以上の車両で搬入する場合は、事業系扱いとなるため、搬入不可となります。

Q 10 木くずは搬入できますか？

A 搬入できますが、庭木及び宅地から発生する木くずに限ります。また、木の長さ2m以内等、搬入に制限があります。

Q 11 テレビは搬入できますか？

A テレビ、エアコン、冷凍庫、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機は家電リサイクルの対象品であるので搬入できません。購入店等での引取りをお願いします。

Q 12 カセット式ボンベやスプレー缶、ライターはどのように搬入したらよいですか？

A 中身を使い切ってから搬入して下さい。

Q 13 パソコンは搬入できますか？

A PCマークがないものだけ搬入することができます。